

第 27 期 事 業 報 告

平成 29 年度
平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日まで

公益財団法人
全国税理士共栄会文化財団

第 27 期事業報告

＜目 次＞

I. 事業の状況

1. 頭 彰	1 頁
2. 助 成	2 頁

II. 庶務の概況

1. 役員等に関する事項	14 頁
2. 職員に関する事項	16 頁
3. 役員会等に関する事項	17 頁
4. 文部科学大臣宛の提出書類に関する事項	22 頁
5. 内閣府等宛の提出書類に関する事項	22 頁
6. 諸官庁宛の提出書類に関する事項	22 頁
7. 登記に関する事項	22 頁
8. 附属明細書に関する事項	22 頁

I. 事業の状況

1. 顕 彰

本財団定款第4条第1項第1号及び第2項に基づき、平成30年2月19日(月)、帝国ホテル(千代田区)にて次の個人に対し、第26回「全税共人と地域の文化賞」を贈呈した。

伝統工芸技術分野

工藤 竹夫(岩手県二戸市)

漆はウルシの木の幹を「搔」いて採取する。ウルシの木の幹に一文字に傷を付け、木がその傷を癒そうとして分泌する樹液が漆のもとである。

日本の漆文化を支える漆は、1本の木から約180~200g程度しか取れない大変貴重な素材である。木は生き物であり、ウルシの木の一本ごとに、太さ、硬さや表皮の厚さなどに違いがある。漆カンナや搔きヘラなど特殊な漆搔き道具を使いこなし、すべての木から無駄なく良質な漆を採取するための技術が欠かせない。

文化庁は2015年2月、国宝や重要文化財を修繕する際は国産漆を使うよう通知した。文化庁の推定によると、必要な国産漆は年2.2トンであるが現況の生産量は1.2トン、半分程度である。また二戸市は、数年かけて漆搔き職人に育てる「うるしひと」制度を設け、「うるし搔き技術」を継承保存しようとしている。

工藤竹夫氏は、熟練の技を持つ漆搔き職人として1957年から60年間にわたって従事し、平成29年12月に文化庁長官表彰を受賞した。品質の良い漆を効率的に生産するには漆搔き技術の伝承が重要であり、同氏は日本うるし搔き技術保存会が行う技術の練磨、伝承者養成事業などの中心的存在として、その優れた技術、また真面目な人柄から多くの漆搔き職人に敬愛されている。

2. 助成

本財団定款第4条第1項第2号及び第2項に基づき、次の各分野において、個人及び団体に対し助成を行った。

芸術活動分野

① ホルトホール大分（大分県大分市）

ホルトホール大分は年間 200 万人の利用者で賑わう文化・情報・教育・福祉・健康・産業・交流の 7 つの機能を備えた複合文化施設である。大分市の木「ホルトノキ」からその名が付いた。

このホールから大分の文化や産業を発信・進出することを目指しながら、地域の伝統文化と現代文化を融合し、日々新しい取組みに勤しんでいる市民活動は年々拡大・展開している。

② 東海メールクワイア（愛知県豊田市）

1946 年に設立、団員は 20 歳～88 歳までの幅広い男声合唱団である。演奏会は常に 1,000 人を超える聴衆を集めるほどで、東北や熊本など被災地での追悼コンサートも行っている。さらにヴァチカンの祝祭年に聖歌隊として招待されるなど海外でも活動している。

本年 5 月に創団 70 周年記念として東京演奏会を開催、エストニア合唱音楽と日本人作曲家等の作品で構成される高水準の合唱芸術を披露し国内外より高い評価を得た。

③ 一般社団法人名古屋二期会（愛知県名古屋市）

1970 年中部地区では初の声楽団体として発足、年間 10 公演以上を行う。研修生制度を導入し声楽を志す者に教育と研究、発表の場を提供する当該地区最大のオペラ団体である。

民話を素材とした名古屋弁による台本、三味線やチャンチキなど和楽器を取り入れた歌劇『ちゃんちき』を上

演するなど、中高生などの若い世代にも強く働きかけ、オペラに接する機会を提供し新たな聴衆の獲得を目指した活動を行っている。

④ 日本ラトビア音楽協会（神奈川県相模原市）

バルト三国の中央に位置するラトビア共和国は「歌の民」ともいわれ、伝承民謡を含む400万曲の歌がある音楽大国である。5年に一度開催される「歌の祭典」は一週間行われ、エストニア・リトアニアと併せてユネスコ無形文化遺産に登録されている。

同協会は2004年から音楽を通じて草の根国際交流を続けており、ラトビアの優れた合唱曲を日本国内で紹介しわが国の合唱文化の向上に寄与している。

⑤ モモンガ・コンプレックス（東京都府中市）

コンテンポラリーダンスの若き担い手・白神ももこ氏を中心に活動するダンスパフォーマンス的グループである。

彼らの表現は“観客と現在を共有する上質な上演性”と評され、その活動は実に幅広い。最近は時間や空間をテーマに身近な範囲での作品づくりだけでなく、既成の戯曲に着手し白神氏の創作の方法論を試すような活動も積極的に行っている。

⑥ O M – 2（東京都練馬区）

「演劇を芸術として捉え、本来の人間の“るべき姿”をさらけ出することで現代社会における人間の在り方に問題提起できる」という活動が、新しい芸術文化を創造し舞台芸術の発展に寄与していくという活動を行っている。

下北沢演劇祭に参加する作品では、演出家に真壁茂夫と俳優の佐々木敦を中心に舞台の構造を利用した縦横無尽で奇想天外な舞台を創り、単独公演では集客できない新たな観客層を開拓するため新たな挑戦をする。

⑦ 合同会社 地点（京都府京都市）

2013年に自身の劇場「アンダースロー」を開場、チエーホフやブレヒトなど古典戯曲を大胆に解釈したオリジナルの作品を継続的に創作。「カルチベートチケット」（観客相互の扶助システム）、「カルチベートプログラム」（観客養成プログラム）を導入し、若い観客に現代演劇の魅力を伝えるための活動を地道に行っている。

また能楽堂と連携し京都の特性を最大限に活かす企画を計画、地域に貢献している。

⑧ 一般社団法人東京国際合唱機構（東京都八王子市）

合唱曲の作曲家、指揮者として世界的に著名な松下耕氏を中心として2017年4月に設立され、日本の合唱音楽の普及・振興を図ること及び国際的な合唱音楽事業を開催し文化的平和活動を行うことを目的としている。

2018年に開催する児童・ユース・シニア部門など世界基準の8部門を審査対象とする日本初のコンクールには世界トップクラスの合唱団からも応募があるなど国内外から注目を集めている。

⑨ O r c h e s t e r A f i A（神奈川県横浜市）

世界で活躍する指揮者の村中大祐氏が2013年に設立した「自然と音楽」をテーマにした日本最高峰のオーケストラ。

クラシック音楽は厳か・堅苦しいというイメージがあるが日々の営みから生まれ地域に根ざして発展してきたものであり、日本の自然と共生する身近なものだと感じてもらうため、リハーサルの一般公開や鶴岡八幡宮奉納演奏を行っている。東日本大震災の被災地域での植樹事業にも貢献している。

⑩ g a l l o p (京都府京都市)

京都造形芸術大学出身の4人で結成されたパフォーマンスグループ。演劇・ダンス・メディアアート・現代美術の枠組みを超えた協働作業や作品発表を継続的に行い、着実に実績を積み上げている。

現代芸術の多種多様な理念や手法をカバーし、特定のジャンルにとらわれない自由な発想に基づく作品創作は独創的。彼らの方法論は京都という芸術環境に最適であり、現代芸術の伝統を継承しうる可能性を秘めている。

⑪ はつかいち平和の祭典実行委員会（広島県廿日市市）

『はつかいち平和の祭典』は市民の平和への願いを東ね、平和な世界を築くための行動を市民一人ひとりが考え実践し取組む公民館主催の事業として平成元年から始まった。

公募により結成された市民合唱団が、プロ及び公募によるアマチュアの管弦楽演奏者で結成するオーケストラ・プロのソリストと共に平和コンサートを開催する。市外も含め幅広い年齢層が参加し「廿日市市の特色あるコンサート」として話題を呼んでいる。

⑫ 一般社団法人横浜若葉町計画（神奈川県横浜市）

2017年6月に開館した『若葉町ウォーフ』は国内では初の劇場・スタジオ・宿泊施設を併せもつ施設である。この施設に集まる人々が衣食住を通して町の文化を体験・理解し、アートを通して町の記憶を紡ぐ・物語ることでこの町が「ふるさと」であることを呼び覚ます。同時に地域からグローバルへ、まさに“グローカル”な展開も可能となる。

地域に根ざした民間アートセンターの先駆的な実施例となるべく活動している。

⑬ 帯広市民バレエ公演実行委員会（北海道帯広市）

出演者はオーディションで選ばれた市民、演奏は市民オーケストラが行うなど多くの市民が参画し4年に1度実施している。オーディションやリハーサルを公開することは市民の理解を深めることにも役立っている。またコンクールで入賞したり、プロのダンサーの道に進む子ども達も多い。

演出家や指揮者、舞台監督を招聘し、さらに制作スタッフ育成のための「舞台人の会」を作るなど人材育成にも力をいれている。

⑭ 芥川也寸志メモリアル オーケストラ・ニッポニカ（東京都品川区）

2002年に設立され、作曲家・芥川也寸志氏の意思を継ぎ日本の管弦楽作品を積極的に演奏し紹介している。設立以来、発掘・復刻演奏されたオーケストラ作品数は120曲にのぼり、各作曲家の自筆楽譜の探索、蘇演、CD制作、演奏用譜面や録音記録のアーカイブ化にも取組んでいる。

また文化庁の委託により北京・ハノイ・マニラにおいて交流事業を実施するなど、日本の芸術文化に貴重な一石を投じている。

⑮ おこわ（東京都世田谷区）

2015年3月に閉館した日本唯一の国立児童館「子どもの城」で蓄積された芸術プログラムを未来の世代へと引き継ぐことを目的とし、様々な世代の芸術家、保育関係者、研究者などにより2016年12月に設立された。

子供と共に音楽を楽しみ、音楽の未来の可能性を考えるシンポジウムや子ども参加型のパフォーマンスなどを東京大学駒場キャンパスにおいて定期的に開催している。毎回300組程の親子が参加している。

⑯ (有)プーク人形劇場（東京都渋谷区）

1929年（昭和4年）に創立された歴史を持つ人形劇団である。人形劇専用の常設劇場を開設し、海外の一流人形劇団の招聘や芸術性の高い人形劇の定期上演などを行ってきた。また子ども達に向けてワークショップを開催するなど草の根活動が新宿の子ども文化を下支えしている。

多彩な劇場文化を育んできた新宿の公共スペースを劇場につくりかえることで、新たな劇場文化を創出する試みを行っている。

⑰ 一般社団法人マルタス○+（東京都世田谷区）

設立者の向井山朋子氏は正当なクラシック音楽出身のアーティスト。近年はインсталレーション、ダンス作品の制作や発表を行い、「さいたまトリエンナーレ」や「越後妻有トリエンナーレ」など劇場、ギャラリー、美術館、屋外などにおいて発表している。

音楽・シアター・ダンス・現代美術とジャンルに囚われず新しいメディアを自在に使い様々なアートをプロデュースする、近年稀にみるアーティストである。

⑱ 三陸まちづくりアート実行委員会（岩手県大船渡市）

平成23年3月11日東日本大震災により発生した津波により、三陸沿岸の多くの尊い命と財産が流された。瓦礫の処理もままならない同年9月「鎮魂・復興祭 北東北三大まつり」を開催。平成28年からは地域・国境を超えた国際フェスティバルに形を変え「三陸国際芸術祭」として発展している。

震災で地域の若者の流失が加速していく中で若者が主体となる“新たな活躍の場”が必須であることからも芸術祭を開催していく。

⑯ KUNIO, Inc. (京都府京都市)

2004 年、演出家であり舞台美術家の杉原邦生氏が京都造形芸術大学在学中に既存の戯曲を中心に様々な演劇作品を演出する場としてプロデュースカンパニー“KUNIO”を設立、固定メンバーを持たないプロデュース公演形式のスタイルで活動する。

京都市や地域の文化関係者から演出や美術を委託されるなど信頼も厚く、地元・京都から日本やがては世界にアート作品を発信し、若手芸術家が育っていくことを目標に活動している。

⑰ 混浴温泉世界実行委員会（大分県別府市）

『ベップ・アート・マンス』は登録型プラットフォーム事業であり、一般市民や団体による企画立案等のサポートを行う。現在は 100 を超えるプログラムがあり、市民の文化活動への参加意識や交流も生まれている。

別府市はアートの町としても知られ、同市と同様の取組みが大分県内にも拡がり各地で地域性を活かしアートを掛けあわせた独自色の強い事業が誕生するなど、その魅力を国内外に発信し続けている。

伝統芸能分野

① 石見銀山神楽連盟（島根県大田市）

大田市内には 10 団体の神楽団があり、江戸時代から約 300 年続く歴史を持つ団体もある。少子高齢化で存続が危ぶまれる芸能が多い中、大田市では 20 歳前後の若者が主力となり神楽の継承発展に努力している。伝統芸能だけでなく郷土に伝わる伝説や物語を題材にしたオリジナルな演目も数多い。

「白銀の舞神楽大会」は石見銀山の世界遺産登録を機に毎年開催、県内外より 1,000 人を超える観客が集まる

ほどの人気である。

② 安房八幡太鼓（千葉県南房総市）

旧三芳村（南房総市）において後世に残すべき伝統芸能として発足された。演奏曲は地域の風土や気候を題材とした創作和太鼓であり、安房の自然を大切にしようという気持ちが込められている。

構成員は三芳小学校での太鼓の授業で興味をもった子ども達も含む約20名からなり、近隣の小学生を対象に“みよし風の子”という太鼓チームを結成、安房地域の人々へ伝統芸能を広げ子ども達の教育にも貢献している。

③ せみ祭り保存会（和歌山県東牟婁郡）

那智勝浦町にある塩竈神社の例大祭である。平成28年、日本遺産『鯨とともに生きる』の構成遺産に認定された。

‘せみ’とはセミクジラから付けられ、神職が弓での射を射た後、的についた「せみ」（藁でセミクジラを模した縁起物）を白装束の子どもが競い取る行事を中心に獅子舞や神輿行列などが行われる。地域の大人たちが先生となり子どもを指導するなど、保存会の熱心な活動により伝統を今に伝えている。

④ 椿自治公民館獅子舞保存会（福岡県飯塚市）

享保時代より獅子舞が盛んで、なかでも椿の獅子舞は享保5年に京都・石清水八幡宮より伝授された大分獅子舞の流れをくみ290年の歴史を誇っている。

少子高齢化でどの地域も若手の参加者が減り獅子舞の保存が危ぶまれているが、この地区は柔軟な運営体制の構築、椿八幡宮への敬愛などから参加者が年々増加し、小学生から高齢者まで切磋琢磨しながら後世に伝承していく意識が高いことが特徴である。

⑤ NPO 法人上中調子神楽団あおぞら子供神楽団（広島県広島市）

「広島市まちづくりボランティア人材バンク」に登録し、年間 20～30 件の神楽上演を引き受けている。活動目的は日本古来の伝統芸能である神楽技術の伝承と上達だが、それだけでなく神楽団の活動を通じて青少年健全育成に重きを置くことが特徴でもある。

平成 20 年から毎年「子供神楽共演大会」を開催、週に 4 日の稽古や外部講師を招き神楽の歴史や真髄を勉強する会を行っている。

⑥ 宮町山笠振興会（福岡県飯塚市）

筑豊地区の飯塚に伝わる「山笠」は享保年間に奉納行事として始まったといわれる。西流・東流・新流・菰田流・二瀬流の 5 つがあり、各流は複数の町内で構成されている。特に西流の宮町は祇園宮である「納祖八幡宮」のおひざ元に位置し歴史と伝統を重んずる。

3,000 人の男衆が集結し競い合う「飯塚山笠」は、男衆の交流の場だけでなく地域活動の活性化、子供達の健全育成といった形で地域に貢献している。

⑦ 勇払千人隊芸能保存会（北海道苫小牧市）

1800 年、幕府の命を受けた八王子千人同心（職制のひとつ）の 50 名が勇払に入植、過酷な環境のなか開拓にあたった。

昭和 48 年、開拓の功績を称え苦労を偲び精魂を音と踊りに表し後世に伝えるべく創立、「千人隊芸能」の普及保存に努めている。

現在、勇払の人口は 2,000 人強で少子化・過疎化が進行しているが、月数回の練習は世代を超えたコミュニケーションの場となり色々なイベントで活動しながら絆を強めている。

⑧ 多良間村民俗芸能保存会（字仲筋・字塩川）（沖縄県宮古郡）

旧暦の8月8日から3日間行われる豊年祭では、八月踊りと呼ばれる様々な踊りが奉納される。八月踊りは重税を納付し終え束の間の安らぎを分かち来年の豊作を祈願した踊りで、国の重要無形文化財に指定されている。

このような民俗踊りが約380年ものあいだ継承されているのは歴史を伝える上でも大変貴重であり、この踊りに参加するために島外から多くの島民が戻ってくるなど、島民の心の拠りどころともなっている。

伝統工芸技術分野

① 市野 秀之（兵庫県篠山市）

日本六古窯の一つである丹波焼。市野氏は雅峰窯の四代目として毎年丹波焼陶芸祭の開催に尽力し、有志メンバーで丹波焼のブランド開発のため「TanbaStyle」を立ち上げた。

現代のライフスタイルに合うデザインを制作し消費者拡大のため創意・工夫を続けている。個人としても象嵌を作風とする独自の作品世界を確立し、窯元として雅峰窯を次代に繋げるため後継者育成にも尽力している。

② 橋本 好治（京都府京都市）

京都で唯一、浅沓を専門に製造する職人。浅沓は桐の木を彫り角ばった舟形にし、外側には黒漆を塗り内側には絹布か紙をはる。平安時代には革製が一般的であり公家が装束を着けた時にはいていた。今日では神社等の神職が祭礼などで履いている。

近年プラスチック製の浅沓が増えているが、和紙を糊で張り重ねて形成する「張貫」という技法を用いるのは全国でも橋本氏だけである。

③ 赤木 明登（石川県輪島市）

1988 年輪島に移り住み輪島塗下地職人である岡本進氏のもとで修業、1994 年に独立した後は現代の暮らしに息づく「ぬりもの」の世界を切り拓く。

近代デザインが主流となるなか精神性・美しさ・憧れのある器の本質を求め、古作を写しながら形の意味や由来を考え最高の形を突き詰めていくことを大切にしている。

ドイツ国立美術館「日本の現代塗り物十二人」に選ばれ、海外でも高い評価を得る。

④ 一般財団法人阿波和紙伝統産業会館（徳島県吉野川市）

阿波和紙、阿波藍は徳島県を代表する工芸である。

2020 年の東京オリンピックエンブレムにジャパンブルー（=藍色）の市松模様が採用されたことで、徳島の藍と和紙を世界中にアピールするチャンスが訪れた。海外で評価が高い浮世絵師の歌川広重は藍色の表現に定評があることから「阿波鳴門の風景図」を阿波藍を使い阿波和紙に摺るというプロジェクトを立ち上げ、徳島と他地域の文化交流を育む。

⑤ 日本無鉛釉薬推進委員会（石川県能美市）

陶磁器の有鉛釉薬は耐久性・発色がよく焼成温度が低いためコストカットになるが、鉛中毒を起こす可能性があるため 1980 年代に各業界は自主規制を行った。

釉薬の無鉛化は耐久性・発色などの面で難しく、何より伝統文化の否定につながるため困難であったが、当該委員会の代表である陶芸家・武腰敏昭氏は、開発機関の協力のもと全ての色を無鉛釉薬に転換することに成功し、日本の陶芸界に一石を投じた。

食文化分野

① なら橘プロジェクト推進協議会（奈良県大和郡山市）

大和橘は日本固有の柑橘類で、絶滅危惧種に指定されている天然記念物。田道間守が不老長寿の妙薬として奈良に持ち帰ったと伝えられ、平城京と橘寺を結ぶ中ツ道は別名「橘街道」と呼ばれた。

大和橘の栽培を通して歴史的風土特別保存地区の景観保全とともに、橘街道を再興し観光に役立て、耕作放棄地等に大和橘園をつくり薬効成分を活かした製品をつくるなど地域の活性化を目指す。

② 鈴木 真善（東京都台東区）

金花糖は意匠と技巧の粋を極めた歴史ある砂糖菓子である。結婚式の引出物や節句のお祝いに用いられ、昭和初期には定番の駄菓子として子ども達に親しまれていたが、洋菓子の普及や菓子の多様化などにより需要は激減し、現在は東京で唯一、鈴木氏のみが製造販売している。

全国でも数名しかいない職人などとも交流し、実演やワークショップを開催するなど普及継承と後継者育成に尽力している。

③ 一般社団法人みなとむすぶ地域活性コミュニティ協会（東京都豊島区）

2011年に設立、団体名には「夢や希望を未来に結んでいく」という意味が込められている。伝統食文化の学びと体験の場を作り、街づくりなど地域活性化のための事業を支援している。

梅干しやワラ納豆作りの教室を開催、参加を通じて日本に伝わる伝統食文化を親子で体験することで、伝統文化への関心を高めるとともに、先人の知恵や文化を後世に伝え継承啓蒙するきっかけとなることを目指す。

Ⅱ. 庶務の概況

1. 役員等に関する事項 (平成 30 年 7 月 31 日現在)

役職名	氏 名	就任年月日	職 務	報酬	現 職
評議員	東 龍 男	H23. 8. 1		なし	放送作家、作詞家、脚本家
評議員	織 田 紘 二	H23. 8. 1		なし	演出家、日本芸術文化振興会顧問
※ 評議員	神 津 信 一	H25. 9. 30		なし	日本税理士会連合会会长
評議員	小 林 鈴 男	H27. 9. 25		なし	全国税理士共栄会相談役
評議員	白 石 和 己	H23. 8. 1		なし	工芸評論家
評議員	西 川 箕乃助	H28. 7. 1		なし	日本舞踊家、(公財)日本舞踊振興財団理事
評議員	萩 原 朔 美	H23. 8. 1		なし	前橋文学館館長、多摩美術大学名誉教授
評議員	橋 本 雅 博	H28. 7. 1		なし	住友生命保険相互会社取締役代表執行役社長
評議員	藤 原 弘 治	H29. 7. 5		なし	株式会社みずほ銀行取締役頭取
※ 評議員	前 新 健千代	H25. 9. 30		なし	全国税理士共栄会相談役
※ 評議員	宮 田 義 見	H25. 9. 30		なし	近畿税理士会顧問
※ 評議員	吉 村 寛	H29. 10. 2		なし	全国税理士共栄会副会長
評議員	渡 邊 瞳	H29. 7. 5		なし	三井住友信託銀行株式会社専務執行役員

(13名)

理 事	南 口 純 一	H23. 8. 1	理 事 長	なし	全国税理士共栄会会长
理 事	藤 田 讓	H23. 8. 1	副理事長	なし	朝日生命保険相互会社最高顧問
理 事	三 隅 治 雄	H23. 8. 1	副理事長	なし	(独)東京文化財研究所名誉研究員
理 事	菅 坂 典 子	H29. 10. 2	専務理事	なし	全国税理士共栄会理事
理 事	佃 一 可	H23. 8. 1	常務理事	なし	一茶菴家元十四世
理 事	有 馬 純 一	H29. 10. 2	常務理事	なし	全国税理士共栄会専務理事
理 事	筒 井 義 信	H25. 9. 30		なし	日本生命保険相互会社代表取締役会長
理 事	西 澤 敬 二	H29. 10. 2		なし	損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役社長
理 事	仁 科 工 ミ	H25. 9. 30		なし	放送大学教授
理 事	藤 本 草	H23. 8. 1		なし	(公財)日本伝統文化振興財団理事長
理 事	渡 邊 光一郎	H29. 10. 2		なし	第一生命保険株式会社代表取締役会長

(11名)

監 事	下 林 善 信	H29. 10. 2		なし	和歌山県税理士協同組合相談役
監 事	松 尾 憲 治	H23. 8. 1		なし	明治安田生命保険相互会社特別顧問
監 事	吉 田 雅 俊	H23. 8. 1		なし	株式会社日税ビジネスサービス代表取締役会長兼社長

(3名)

分野名	氏 名	就任年月日	職 務	報酬	現 職
芸術活動	榎 本 了 壱	H23. 8. 1	選考委員長	なし	大正大学地域構想研究所特命教授
芸術活動	大 濱 純 三	H23. 8. 1	選考委員	なし	音楽評論家、NHK 文化センター講師
芸術活動	楫 屋 一 之	H29. 9. 13	選考委員	なし	神奈川県国際文化観光局舞台芸術担当部長
芸術活動	蜷 川 有 紀	H23. 8. 1	選考委員	なし	画家、女優
芸術活動	林 あまり	H23. 8. 1	選考委員	なし	歌人、演劇評論家
伝統芸能	大 橋 力	H23. 8. 1	選考委員長	なし	国際科学振興財団主席研究員、情報環境研究所所長
伝統芸能	藍 本 結 井	H23. 8. 1	選考委員	なし	日本舞踊評論家・研究家
伝統芸能	児 玉 信	H23. 9. 8	選考委員	なし	芸能評論家、邦楽プロデューサー
伝統芸能	田 中 英 機	H23. 9. 8	選考委員	なし	くらしき作陽大学客員教授
伝統芸能	手 島 敦 子	H24. 12. 3	選考委員	なし	国立劇場制作部公演計画課長
伝統工芸	戸 津 圭之介	H23. 10. 21	選考委員長	なし	東京藝術大学名誉教授
伝統工芸	金 子 賢 治	H23. 9. 8	選考委員	なし	茨城県陶芸美術館館長
伝統工芸	佐々木 正 直	H25. 8. 1	選考委員	なし	群馬県立館林美術館館長
伝統工芸	林 香 君	H28. 6. 14	選考委員	なし	陶芸家
伝統工芸	藤 森 照 信	H23. 9. 8	選考委員	なし	建築家、東京大学名誉教授
食文化	熊 倉 功 夫	H27. 1. 26	選考委員長	なし	MIHO MUSEUM館長
食文化	岡 副 真 吾	H27. 1. 26	選考委員	なし	金田中主人、東京新橋組合頭取
食文化	奥 村 彪 生	H27. 1. 26	選考委員	なし	伝承料理研究家
食文化	神 崎 宣 武	H27. 1. 26	選考委員	なし	民俗学者、旅の文化研究所所長
食文化	宮 嶋 黙	H27. 1. 26	選考委員	なし	ジャーナリスト

(20名)

顧 問	今 野 和 郎	H23. 8. 1		なし	全国税理士共栄会文化財団元理事長
顧 問	惣 洞 和 子	H23. 8. 1		なし	全国税理士共栄会文化財団元理事長

(2名)

*任 期

評議員：平成 27 年定時評議員会終結時から平成 31 年定時評議員会終結時
 (※印 平成 29 年定時評議員会終結時から平成 33 年定時評議員会終結時)
 理事：平成 29 年定時評議員会終結時から平成 31 年定時評議員会終結時
 監理：平成 27 年定時評議員会終結時から平成 31 年定時評議員会終結時
 選考委員：平成 29 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日

2. 職員に関する事項

職務	氏名	就任年月日	担任事務
局長	佐伯仁	H24. 4. 1	職員の管理監督等
課長補佐	桑原加奈子	H14. 5. 10	事務全般
職員	宮崎真	H26. 8. 1	事務全般

3. 役員会等に関する事項

(1) 理事会

開催日	議事事項	会議結果
平成29年9月13日	1. 第26期事業報告（案）に関する件 2. 第26期収支決算報告（案）に関する件 3. 任期満了に伴う評議員の改選に関する件 4. 任期満了に伴う理事の改選に関する件 5. 監事の辞任に伴う補欠選任に関する件 6. 選考委員の退任に伴う補欠選任に関する件 7. 株中田ビジネスコンサルティングとの業務委託契約の継続に関する件 8. 特定資産定期預金満期後の運用に関する件 9. 第27期定時評議員会開催等に関する件 10. 第27期定時評議員会提出議案等に関する件	原案どおり可決
平成29年10月2日	1. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定に関する件 2. 退任者に対する感謝状等の贈呈に関する件	原案どおり可決
平成29年11月27日 (決議の省略)	1. 顧問の委嘱に関する件 2. 資産運用・管理委員の委嘱に関する件 3. 顕彰助成選考方法等検討委員の委嘱に関する件	原案どおり可決
平成30年1月25日	1. 第26回顕彰候補者の決定に関する件 2. 第27期助成候補者の決定に関する件 3. 顧問委嘱規程の一部変更に関する件 4. 特定資産定期預金満期後の運用に関する件	原案どおり可決
平成30年6月4日	1. 第28期事業計画書（案）に関する件 2. 第28期収支予算書（案）に関する件 3. 定款の一部変更に関する件 4. 役員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部変更に関する件 5. 基本財産定期預金満期後の運用に関する件 6. 第27期臨時評議員会開催等に関する件 7. 第27期臨時評議員会提出議案等に関する件	原案どおり可決

(2) 評議員会

開催日	議事事項	会議結果
平成29年10月2日	1. 第26期事業報告（案）に関する件 2. 第26期収支決算報告（案）に関する件 3. 任期満了に伴う評議員の改選に関する件 4. 任期満了に伴う理事の改選に関する件 5. 監事の辞任に伴う補欠選任に関する件	原案どおり可決
平成30年6月28日	1. 定款の一部変更に関する件 2. 役員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部変更に関する件	原案どおり可決

(3) 監事会

開催日	議事事項	監査報告
平成29年8月29日	第26期中間監査 平成29年2月1日から平成29年7月31日まで 第26期決算監査 平成28年8月1日から平成29年7月31日まで	事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しており、理事の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない。 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適法且つ適正に示している。
平成30年2月20日	第27期中間監査 平成29年8月1日から平成30年1月31日まで	監査対象期間の業務は法令及び定款に従い、適法且つ適正に執行されている。 財務諸表及び財産目録等は、法人の財産及び収支の状況をすべて適法且つ適正に処理されている。

(4) 選考委員会

開催日	議事事項	会議結果
平成29年12月6日	1. 第26回顕彰「全税共人と地域の文化賞」対象の選考に関する件 2. 第27期助成対象の選考に関する件	選考結果参照

<選考結果>

①顕 彰（第26回「全税共人と地域の文化賞」）

伝統芸能分野

工藤 竹夫（岩手県二戸市）

正 賞：ブロンズ像（栗津 潔 作）

賞 金：100万円（本財団）

副 賞：100万円（出捐団体/全国税理士共栄会）

②助 成

芸術活動分野

助成対象名	都道府県	助成金額
ホルトホール大分	大分県	50万円
東海メールクワイアー	愛知県	50万円
一般社団法人名古屋二期会	愛知県	50万円
日本ラトビア音楽協会	神奈川県	50万円
モモンガ・コンプレックス	東京都	50万円
○M-2	東京都	50万円
合同会社 地点	京都府	50万円
一般社団法人東京国際合唱機構	東京都	50万円
O r c h e s t e r A f i A	神奈川県	50万円

助成対象名	都道府県	助成金額
g a l l o p	京都府	50万円
はつかいち平和の祭典実行委員会	広島県	50万円
一般社団法人横浜若葉町計画	神奈川県	50万円
帯広市民バレエ公演実行委員会	北海道	50万円
芥川也寸志メモリアル オーケストラ・ニッポニカ	東京都	50万円
おこわ	東京都	50万円
(有)ブーク人形劇場	東京都	50万円
一般社団法人マルタス○+	東京都	50万円
三陸まちづくりアート実行委員会	岩手県	50万円
KUNIO, Inc.	京都府	50万円
混浴温泉世界実行委員会	大分県	50万円
計 20 件		1,000万円

伝統芸能分野

助成対象名	都道府県	助成金額
石見銀山神楽連盟	島根県	50万円
安房八幡太鼓	千葉県	50万円
せみ祭り保存会	和歌山県	50万円
椿自治公民館獅子舞保存会	福岡県	50万円
NPO 法人上中調子神楽団あおぞら子供神楽団	広島県	50万円
宮町山笠振興会	福岡県	50万円

助成対象名	都道府県	助成金額
勇払千人隊芸能保存会	北海道	50万円
多良間村民俗芸能保存会（字仲筋・字塩川）	沖縄県	50万円
計8件		400万円

伝統工芸技術分野

助成対象名	都道府県	助成金額
市野 秀之	兵庫県	50万円
橋本 好治	京都府	50万円
赤木 明登	石川県	50万円
一般財団法人阿波和紙伝統産業会館	徳島県	50万円
日本無鉛釉薬推進委員会	石川県	50万円
計5件		250万円

食文化分野

助成対象名	都道府県	助成金額
なら橋プロジェクト推進協議会	奈良県	50万円
鈴木 真善	東京都	50万円
一般社団法人みなとむすぶ地域活性コミュニティ協会	東京都	50万円
計3件		150万円

4. 文部科学大臣宛の提出書類に関する事項

該当なし

5. 内閣府等宛の提出書類に関する事項

提出日	届出・報告事項
平成29年8月10日	変更の届出（評議員の変更）
平成29年8月17日	修正提出書（渡辺評議員の姓漢字修正）
平成29年10月31日	平成28年度事業報告等の提出
平成29年11月29日	変更の届出（評議員及び役員等の変更）
平成30年6月28日	平成30年度事業計画書等の提出
平成30年7月3日	変更の届出（定款の変更）
平成30年7月3日	変更の届出（役員報酬規程の変更）

6. 諸官庁宛の提出書類に関する事項

提出日	提出書類	官庁名
平成30年1月26日	平成29年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	品川税務署

7. 登記に関する事項

登記日	提出書類	官庁名
平成29年11月6日	評議員及び役員等変更登記	東京法務局

8. 附属明細書に関する事項

平成29年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上